

# 航空法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 23 年 1 2 月  
航空局安全部運航安全課

## 1. 背景

第 177 回国会において、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、准定期運送用操縦士の資格の創設、特定操縦技能の審査制度の創設、航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講ずる「航空法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 50 号）が成立し、平成 23 年 5 月 25 日に公布されたところである。

これに伴い、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）の一部を改正し、必要な規定等の整備を行うこととする。

## 2. 概要

### (1) 准定期運送用操縦士の資格の創設関係

准定期運送用操縦士の資格の要件、試験科目等について、国際民間航空条約附属書第一（以下「附属書第一」という。）に準拠して、次のとおり規定することとする。

- ・ 准定期運送用操縦士の資格（飛行機の種類に係るもの。以下同じ。）の要件として、18 歳以上の年齢、及び、国土交通大臣が指定した航空従事者の養成施設（以下「指定航空従事者養成施設」という。）等における 240 時間以上の飛行訓練を受けたこと等の経歴を規定することとする。〔法第 26 条第 1 項関係〕
- ・ 准定期運送用操縦士の資格の学科試験及び実地試験の科目として、定期運送用操縦士（飛行機の種類に係るもの）の科目（実地試験は、機長以外の操縦者としての能力に関するものに限る。）と規定することとする。〔法第 29 条第 1 項関係〕
- ・ 准定期運送用操縦士の資格についての技能証明に係る指定航空従事者養成施設が、当該資格の課程に係る教育の内容及び方法について教育規程を変更しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならないこととする。〔法第 29 条第 5 項関係〕
- ・ 准定期運送用操縦士の身体検査基準として、第一種と規定することとする。〔法第 31 条第 3 項関係〕

### (2) 特定操縦技能の審査制度の創設関係

- ・ 特定操縦技能の審査を受けるべき期間を、原則、法第 71 条の 3 第 1 項各号に掲げる行為を行う日前の 2 年以内とすることとする。〔法第 71 条の 3 第 1 項関係〕
- ・ 操縦技能証明又はその限定の変更を受けること及び本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行う技能審査に合格することを特定操縦技能の審査に代わる方法として規定することとする。〔法第 71 条の 3 第 2 項関係〕
- ・ 操縦技能審査員の認定及び特定操縦技能の審査に関する細目的事項として、次に掲げる事項等を規定することとする。〔法第 71 条の 3 第 3 項関係〕
  - ① 操縦技能審査員について、適当な操縦技能証明を有すること、十分な知識及び能力を有すること及び国土交通大臣の講習を修了していること等の認定の基準、所要の手續等について規定することとする。
  - ② 特定操縦技能の審査は、航空機の種類ごとに、運航に必要な知識、飛行前作業、空港等及び場周経路における運航、通常の離陸及び着陸等、基本的な計器による飛行、飛行全般における通常時の操作並びに異常時及び緊急時の操作の事項について口述及び実技により行

う等、当該審査の方法等を規定することとする。

③ 操縦技能審査員は、特定操縦技能の審査を行った場合には、その結果等について、当該審査の申請者の技能証明書に記入するとともに、速やかに国土交通大臣に報告しなければならないこととする。

④ 特定操縦技能の審査に不合格となった者は、再審査、操縦の練習等のために必要な場合を除き、速やかにその技能証明書を国土交通大臣に提出しなければならないこととする。

・ 特定操縦技能の審査に合格していない者が行う操縦の練習の監督の方法及び監督者の指定の手続は、操縦技能証明等を有しない者が行う操縦の練習の監督の方法及び監督者の指定の手続に準拠することとする。〔法第71条の4第2項及び第3項関係〕

・ 地方航空局長への権限委任事項として、操縦技能審査員の認定等を規定することとする。〔法第137条関係〕

・ 相当認定及び相当審査に関する細目的事項として、操縦技能審査員の認定及び特定操縦技能の審査に関する細目的事項と同様の事項等を規定することとする。〔改正法附則第2条関係〕

### (3) 航空身体検査証明の有効期間の適正化関係【別添参照】

・ 航空身体検査証明の有効期間について、附属書第一に準拠して、技能証明の資格ごとに、次のとおり当該航空身体検査証明を受ける者の証明書の交付日における年齢及び心身の状態並びにその者が乗り組む航空機の運航の態様に応じて定めることとする。〔法第32条関係〕

① 定期運送用操縦士及び事業用操縦士の資格については、1年。ただし、旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う40歳以上の者、及び、航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う60歳以上の者は6月。

② 自家用操縦士については、40歳未満の者は5年又は有効期間の起算日（証明書の交付日）から42歳の誕生日の期間のうちいずれか短い期間、40歳以上50歳未満の者は2年又は有効期間の起算日から51歳の誕生日の期間のうちいずれか短い期間、50歳以上の者は1年。

③ 准定期運送用操縦士については、1年。ただし、航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う60歳以上の者は6月。

④ その他の航空機乗組員については、1年

⑤ ①～④に掲げる有効期間にかかわらず、身体検査の結果、当該有効期間を経過する前に身体検査基準に適合しなくなるおそれがあると認める者については、有効期間を短縮可能

### (4) その他所要の改正

・ 附属書第一の改正等に対応して、既存の操縦技能証明の資格の経歴要件等について改正するとともに、一等航空士及び航空機関士の身体検査基準を第一種から第二種に変更する等を行う。

・ 国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した資格証書を有する者及び指定航空従事者養成施設の課程を修了した者については、試験の一部又は全部を行わないで操縦教育証明を行うことができることとする。

・ その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成23年1月中旬

施 行：平成24年4月1日。ただし、特定操縦技能の審査に関する規定（相当認定及び相当審査に関するものを除く。）については、平成26年4月1日。